

## 鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱の運用解釈

鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。）の運用解釈について、下記のとおり定める。ただし、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）第34条の4の規定による異議申出書、又は入札規則第34条の5及び第41条第2項の規定による審議会の意見、若しくは入札規則第38条の規定による事情聴取等、その内容により以下に掲げる基準によることが適当でないと認められる場合は、以下に掲げるものと異なる取扱をすることができる。

### 記

#### 1 第5条第1項関係

- (1) 一の不正行為等が二以上の措置要件に該当するときは、当該措置要件ごとに規定する短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ資格停止等の期間の短期及び長期とする。
- (2) 二以上の不正行為等がそれぞれ措置要件に該当するときは、当該不正行為等ごとに措置すべき期間を合計した期間（36月を限度とする。）とする。
- (3) (1) (2)において二以上の措置要件に該当する場合の事前審査案件及び審議会案件の適用については、該当する措置要件に規定するこれらの案件のいずれか一に該当すれば、これらの案件とする。

#### 2 第5条第2項関係

- (1) 有資格者等が措置基準表の措置要件に該当することとなった基となる不正行為等が、当初の資格停止等を行う前のものである場合には、第5条第2項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。
- (2) 下請負者又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負者又は共同企業体の資格停止等の期間を超えてその資格停止等の期間を定めることができるものとする。
- (3) 短期加重措置の対象となり、かつ、第6条各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事の判断により短期加重措置を受けた後の短期に加重を行うこと。

#### 3 第5条第5項関係

資格停止等の期間中の有資格者等について、別件により再度資格停止等を行う場合の始期は、新たな資格停止等の措置の通知の日の翌日とする。

#### 4 第6条関係

- (1) 第1号に該当することとなった場合において、第2号又は第3号に規定する事由があるときは、知事の判断により第1号に定める期間に加重を行うこと。
- (2) 「公共団体の職員」（第2号及び別表第1第2号関係）とは、刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいい、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。

さらに、私人ではあっても、その職務が公共性をもつため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

#### 5 第15条関係

- (1) 「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者等の業務全般をいうものとする。

(2) 資格停止等期間中の有資格者等の業務を受け継いだ有資格者等について、資格停止等を行う場合の始期は、業務を受け継ぐ日とする。この場合、資格停止等の通知をするときは別途行うものとする。

#### 6 別表第1及び別表第2関係

(1) 粗雑工事（別表第2第3号及び第4号関係）の運用は、次に掲げる基準のいずれかに該当する場合は、資格停止等（1月以上）とする。（粗雑工事が施工中又は検査時に発覚し、契約書で定める工期を遅延したものを含む。）

ア 建設工事等の目的物又は成果物を県に引き渡すまでに当該粗雑工事の存在を知っていた場合（実際は知らなかったが、知っていて当然と思われる場合を含む。）

イ 次のいずれかに該当し、社会的影響が大きいと認められる場合

(ア) 大規模な手戻り工事又は補修工事が必要となる場合

(イ) 主たる工事目的物の基本的機能に支障がある場合

(ウ) 第三者に対し多大な損害を与える場合

(エ) 不特定多数の者に多大な影響が及ぶ場合

ウ その他著しく重大な不備であると認められる場合

(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条に違反した場合（別表第1第4号関係）については、次のいずれかの事実を知った後、速やかに資格停止等を行うものとする。

ア 排除措置命令が出されたこと。

イ 課徴金納付命令が出されたこと。

ウ 課徴金減免制度が適用されたこと。

エ 刑事告発がなされたこと。

オ 有資格者等である法人の代表者、有資格者等である個人又は有資格者等である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が独占禁止法違反の容疑で逮捕されたこと。

カ ア～オに掲げるもののほか、違反の事実が公表されたこと。

(3) 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合（別表第1第4号関係）については、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに資格停止等を行うものとする。

(4) 別表第1第4号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの資格停止等の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合における資格停止等の期間の2分の1の期間とする。この場合において、当該期間が別表第1第4号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第5条第3項の規定を適用するものとする。

(5) 契約違反（別表第1第9号関係）の運用は、次に掲げる基準によるものとする。

ア 共通仕様書、現場説明書、特記仕様書等の規定に違反したが、違反の度合いが軽微なもの 文書警告

イ 契約書で定める工期を遅延したもの（遅延が粗雑工事に起因するものを除く。）

(ア) 遅延した日数が工期の末日の翌日から起算して7日以内のもの 文書警告

(イ) 遅延した日数が工期の末日の翌日から起算して7日を超えるもの 資格停止等（2週間以上）

ウ 契約書に違反し、違反の度合いが悪質なもの（複数項目での契約違反、故意若しくは重過失での契約違反等） 資格停止等（3月以上）

工期遅延に対する資格停止期間の考え方

遅延日数	～ 7 日	8 日～	3 1 日 (※) ～	故意または重過失	
				8 日～	3 1 日 (※) ～
措置内容	文書警告	資格停止			
		2 週間	1 か月	3 か月	4 か月

※工期遅延による契約解除（解除までの期間を問わない）を含む。

(6) 公衆損害事故、工事関係者事故（別表第2第5号及び第6号関係）の運用は、次に掲げる基準によるものとする。

ア 建設工事等、道路施設等管理業務等及び一般工事等のいずれの場合においても、次に掲げる場合は原則として資格停止等を行わないものとする。

(ア) 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）

(イ) 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

(ウ) 国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定その他これに準ずると県土整備部長が認めるものに基づく出動要請により出動したとき又は災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条若しくは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条に基づく従事命令により出動したときにおいて、通常行われるべき安全管理の措置を行っていたと認められる場合

イ 建設工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として(ア)の場合とする。ただし、(イ)によることが適当である場合には、これによることができる。

なお、当該事故により生じた死亡者又は負傷者が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条に規定する「労働者」に該当しないため(イ)の送検等が行われない場合にあっては、(ア)により安全管理の措置が不適切であると認定するものとする。

(ア) 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負者が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故について請負者の責任が明白となった場合

(イ) 当該工事の現場代理人等が刑法（明治40年法律第45号）、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

ウ 一般工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

(7) 「密接な交際」（別表第2第6号(オ)関係）とは、友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊（交友関係にあると認められる場合は、年1回の会食等を共にするだけのものを含む。）をすること、又は自らが主催するパーティその他の会合に暴力団員を招待し、又は暴力団員が参加するパーティその他の会合に招待され同席することをいうものとする。